

## 令和7(2025)年度第1回栃木県農村地域資源保全向上対策委員会の結果概要について

栃木県農政部

- 1 開催日時 令和7(2025)年7月23日(水)10:00~11:50
- 2 開催場所 栃木県庁昭和館多目的室4
- 3 出席者 栃木県農村地域資源保全向上対策委員会委員4名  
県関係者5名
- 4 議 題
  - ・多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払交付金の令和6(2024)年度の実施状況及び令和7(2025)年度の取組方針について
  - ・多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)の一部改正について
- 5 結果概要

県内における多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払交付金の令和6(2024)年度の実施状況と令和7(2025)年度の取組方針及び多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)の一部改正について事務局から説明し、各委員から意見等をいただいた。

### <主な意見等の内容>

#### ○多面的機能支払交付金

- ・他の活動組織との連携や企業連携は、関係人口を増やしていくために必要なことであると考えため、今後の連携の動きについて注目していきたい。
- ・これまで活動の下地がなかったところからの1市町1広域活動組織の設立は新しい流れとして期待できる一方で、これまで多面的機能支払活動に従事してきた他市町の組織と活動内容を比較した際、同程度の取組が集落単位で実施できているのかどうか非常に気付きである。集落単位で農村地域の多面的機能の保全を行うという本来の制度趣旨を損なわないよう、市町と連携し、指導してほしい。
- ・長期中干しは、メタンガス発生を抑制するという効果もある一方、収量へ影響する面があるなど難しい取組だが、地域性を重視しながら取組を進めてほしい。

#### ○中山間地域等直接支払交付金

- ・中山間地域こそ、スマート農業技術を導入していくことが重要である。高齢化で活動が続かない協定においては、スマート農業技術を導入することが活動の継続につながると考える。実演会等を通して機械の導入につなげてほしい。
- ・地域の共同活動に使えるお金があることも有効だが、個々の農家の所得に直接配分できることも制度の利点であると考え。交付金を農家に直接配分するのか、地域全体の共同活動の事業運営のために配分するのか、地域の実情に応じて考える必要がある。

## ○環境保全型農業直接支払交付金

- ・カバークロープの取組について、本制度の規制により自家採種のものには使用できず、播種の適期までに種が手に入らないという課題がある。農業者の不利益にならないよう、使用する種の条件や基準の緩和を国に要望してほしい。
- ・有機農業の面積が拡大しない原因の一つとして、生産コストが高い、販売価格が高いというハードルがあると考えます。有機農産物に、どのように付加価値をつけて販売していくかを含めて、取組面積拡大に向けた検討を行って考えてほしい。
- ・カメムシの被害が増えているので、有機農業を拡大するために県は、色彩選別機の導入の補助をするべきである。
- ・有機農業の普及指導員が増えると、現場で教えている人の負担がなくなり、面積も拡大すると思われる。また、小さい面積で農業をしている人に対して、オーナー制のように、理解してくれる消費者が増えていくことが、面積拡大に繋がると考える。